

入札制度の見直しについて（令和6年度より）

各務原市では、例年、国等の制度改正や社会情勢の変化などにより、契約制度の見直しを行なっております。令和6年度におきましても令和6年4月1日より必要な制度改正を行いましたので、よろしくお願いいたします。

○【新規】各務原市発注の週休2日制モデル工事の実施について

建設業における労働者の健康確保やワークライフバランスの改善、将来の担い手を確保するための取組として、別添のとおり、各務原市が発注する工事現場における週休2日制を確保するモデル工事を実施いたします。

（別添「各務原市発注の週休2日制モデル工事実施要領」等参照）

○【継続】低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について、以下のとおり継続実施いたします。

●低入札価格調査制度について

調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行が可能か調査を行う。また、失格判断基準を下回った場合は失格となる。

対象工事：一般競争入札又は指名競争入札で予定価格が5,000万円以上の工事

及び 総合評価落札方式対象工事

土木系工事：土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）、ほ装、塗装、造園工事等

調査基準価格	：	<table border="1"><tr><td>直接工事費 × 0.97</td><td rowspan="4">}</td><td rowspan="4">合計額（千円未満切り上げ）</td></tr><tr><td>共通仮設費 × 0.9</td><td rowspan="4">}</td><td rowspan="4">× 1.10</td></tr><tr><td>現場管理費 × 0.9</td><td rowspan="4">}</td><td rowspan="4">× 1.10</td></tr><tr><td>一般管理費 × 0.68</td><td rowspan="4">}</td><td rowspan="4">× 1.10</td></tr></table>	直接工事費 × 0.97	}	合計額（千円未満切り上げ）	共通仮設費 × 0.9	}	× 1.10	現場管理費 × 0.9	}	× 1.10	一般管理費 × 0.68	}	× 1.10		
直接工事費 × 0.97	}	合計額（千円未満切り上げ）														
共通仮設費 × 0.9			}			× 1.10										
現場管理費 × 0.9									}			× 1.10				
一般管理費 × 0.68				}	× 1.10											
(A)																
失格判断基準	：	<table border="1"><tr><td>直接工事費 × 0.97</td><td rowspan="4">}</td><td rowspan="4">合計額（千円未満切り上げ）</td></tr><tr><td>共通仮設費 × 0.9</td><td rowspan="4">}</td><td rowspan="4">× 1.10</td></tr><tr><td>現場管理費 × 0.9</td><td rowspan="4">}</td><td rowspan="4">× 1.10</td></tr><tr><td>一般管理費 × 0.2</td><td rowspan="4">}</td><td rowspan="4">× 1.10</td></tr></table>	直接工事費 × 0.97			}	合計額（千円未満切り上げ）	共通仮設費 × 0.9		}	× 1.10		現場管理費 × 0.9	}	× 1.10	一般管理費 × 0.2
直接工事費 × 0.97	}	合計額（千円未満切り上げ）														
共通仮設費 × 0.9			}	× 1.10												
現場管理費 × 0.9					}			× 1.10								
一般管理費 × 0.2						}	× 1.10									
(B)																

※ただし、入札比較価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で設定

當繕工事の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事

調査基準価格 : (C)	直接工事費 × 0.8 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 (直接工事費 × 0.1 + 現場管理費) × 0.9 一般管理費 × 0.68	}	合計額 (千円未満切り上げ) × 1.10
失格判断基準 : (D)	直接工事費 × 0.8 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 (直接工事費 × 0.1 + 現場管理費) × 0.9 × 0.8 一般管理費 × 0.2	}	合計額 (千円未満切り上げ) × 1.10

※ただし、入札比較価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で設定

當繕工事以外の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事

調査基準価格 : (E)	機器費 × 0.907 直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.9 一般管理費 × 0.68	}	合計額 (千円未満切り上げ) × 1.10
失格判断基準 : (F)	機器費 × 0.82 直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.9 一般管理費 × 0.2	}	合計額 (千円未満切り上げ) × 1.10

※ただし、入札比較価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で設定

上記以外の工事

調査基準価格 :	<table border="0"><tr><td>(G)</td><td>直接工事費×0.9×0.97</td><td rowspan="4">}</td><td rowspan="4">合計額 (千円未満切り上げ)</td></tr><tr><td></td><td>共通仮設費×0.9</td><td rowspan="4">×1.10</td></tr><tr><td></td><td>(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9</td></tr><tr><td></td><td>一般管理費×0.68</td></tr></table>	(G)	直接工事費×0.9×0.97	}	合計額 (千円未満切り上げ)		共通仮設費×0.9	×1.10		(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9		一般管理費×0.68
(G)	直接工事費×0.9×0.97	}	合計額 (千円未満切り上げ)									
	共通仮設費×0.9					×1.10						
	(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9											
	一般管理費×0.68											
失格判断基準 :	<table border="0"><tr><td>(H)</td><td>直接工事費×0.9×0.97</td><td rowspan="4">}</td><td rowspan="4">合計額 (千円未満切り上げ)</td></tr><tr><td></td><td>共通仮設費×0.9</td><td rowspan="4">×1.10</td></tr><tr><td></td><td>(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9×0.8</td></tr><tr><td></td><td>一般管理費×0.2</td></tr></table>	(H)	直接工事費×0.9×0.97	}	合計額 (千円未満切り上げ)			共通仮設費×0.9	×1.10		(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9×0.8	
(H)	直接工事費×0.9×0.97	}	合計額 (千円未満切り上げ)									
	共通仮設費×0.9					×1.10						
	(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9×0.8											
	一般管理費×0.2											

※ただし、入札比較価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で設定

低入札調査を行なった場合の措置

- ・ 工事の完成届を提出する際に、下請代金の支払状況等の経費を証する書類の提出を求める。
- ・ 現場代理人の兼任を認めない。
- ・ 主任技術者及び監理技術者とは別に、同等の資格を持つ技術者を、専任で1名追加の配置を求める。

●最低制限価格制度について

最低制限価格を下回った場合は失格となる。

対象工事：予定価格が500万円以上5,000万円未満の競争入札（総合評価落札方式を除く）
工事

最低制限価格：土木系工事については、(A)と同様の計算式で得た額とする。

営繕工事の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事については、(D)と同様の計算式で得た額とする。

営繕工事以外の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事については、(F)と同様の計算式で得た額とする。

上記以外の工事については、(G)と同様の計算式で得た額とする。

以上